

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目18	町(字)の区域及び名称の取扱いについて
調整方針(案)	<p>新市における町(字)の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>区域については、現行のとおりとする。</p> <p>名称については、「大字」を付さないものとする。ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。</p>

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

町名・字名

酒田市		八幡町		松山町		平田町	
大字数	71	大字数	0	大字数	19	大字数	22
字のみ数	2	字のみ数	0	字のみ数	26	字のみ数	0
大字なし・字あり数	3	大字なし・字あり数	30	大字なし・字あり数	0	大字なし・字あり数	0
町名数	147	町名数	0	町名数	0	町名数	6

= 表記の例 =

(例1)

現在：酒田市大字新堀字豊森
合併後：酒田市新堀字豊森

(例3)

現在：松山町大字山寺字宅地
合併後：酒田市山寺字宅地

(例2)

現在：八幡町観音寺字寺ノ下
合併後：酒田市観音寺字寺ノ下

(例4)

現在：平田町大字飛鳥字契約場
合併後：酒田市飛鳥字契約場

「町」「字」は、市町村の区域内においてこれを区画する区画単位の意味であり(地方自治法260条)、地方自治体の名称である町という意味ではありません。